

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示		ページ
○字の区域及び名称の変更の届出	(市町村振興課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課)	1
○道路の区域変更	(道路課)	1
公 告		
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課)	1
○換地処分の届出(津野町)	()	2
○都市計画の変更の図書の縦覧(2件)	(都市計画課)	2
高知県公安委員会告示		
○警備員指導教育責任者講習の実施		2
高知県労働委員会告示		
○あっせん員候補者の氏名等		3

告 示

高知県告示第271号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、津野町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成23年5月10日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
船戸	川崎	1533の1の一部、1533の2の一部、1533の3の一部、1537の一部、1538の一部	船戸	杉ノ木サイノウ
		1539の1、1539の2、1540の一部		
	1567の1、1567の3	岩野		

ワトラチ	1601、1602、1606に隣接する水路である町有地の全部	西本
ウシロ地	1724の一部、1743の一部、1753の2	
北川久保	1773の一部	
西本	1803の一部	ウシロ地
木地屋式	1914の1、1915、1916	川奥

備考 1 この表に表示されている区域に隣接する道路及び水路である町有地の一部を含むものとする。

2 上記地番は、平成23年3月1日現在の登記簿による。

高知県告示第272号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年5月10日

高知県知事 尾崎 正直

須崎市小浦（追加）

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
6	須崎市大谷字河原山	921-2
7	〃 〃 〃	920-1
8	〃 〃 〃	920-1地先
9	〃 〃 字河原	775-1

(2) 区域

標柱6から9までを順次に直線で結んだ線及び標柱9と6

を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年5月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年5月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 香北赤岡
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市香我美町山北字源太郎853番1から 香南市香我美町山北字深田681番4まで	前	6.5 7.0	55
	後	6.5 10.8	55

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大月町弘見土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年5月10日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	長岡 寛司	幡多郡大月町弘見3072
〃	前野 博司	〃 〃 〃 3026
〃	山本 悟	〃 〃 〃 2104-1
〃	兼松 良夫	〃 〃 〃 2993
〃	吉松 和彦	〃 〃 〃 3414
〃	安田 壽保	〃 〃 〃 1873-ロ
〃	安田 恵一	〃 〃 〃 1732
〃	谷岡 俊男	〃 〃 〃 2311
〃	谷岡 宏	〃 〃 〃 1741-2
〃	稲毛 益美	〃 〃 〃 3983-ロ
監事	吉松 敬喜	〃 〃 〃 3395
〃	谷口 和弘	〃 〃 〃 1803

〃	長岡 潤	〃	〃	〃	2189
(就任)					
理事	長岡 寛司	幡多郡大月町弘見	3072		
〃	前野 博司	〃	〃	〃	3026
〃	山本 悟	〃	〃	〃	2104-1
〃	吉松 和彦	〃	〃	〃	3414
〃	長岡 正	〃	〃	〃	3138
〃	安田 壽保	〃	〃	〃	1873-1
〃	安田 恵一	〃	〃	〃	1732
〃	稲毛 益美	〃	〃	〃	3983-1
〃	谷岡 宏	〃	〃	〃	1741-2
〃	谷岡 俊男	〃	〃	〃	2311
監事	長岡 潤	〃	〃	〃	2189
〃	吉松 敬喜	〃	〃	〃	3395
〃	谷口 和弘	〃	〃	〃	1803

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、津野町から津野地区（中村換地区）の換地処分を平成23年4月7日に行った旨の届出があった。

平成23年5月10日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成23年5月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 都市計画の種類
高知広域都市計画下水道
- 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び高知市役所都市建設部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成23年5月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 都市計画の種類
高知広域都市計画用途地域
- 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び高知市役所都市建設部都市計画課

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第9号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成23年5月10日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

- 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - 警備業務の区分
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）
 - 種別
 - 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
 - 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
 - 実施期日
 - 新規取得講習
平成23年7月5日（火）から同月13日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
 - 追加取得講習
平成23年7月11日（月）から同月13日までの3日間
 - 実施場所
高知市朝倉戊375番地1 高知県立ふくし交流プラザ
- 受講者定員
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
 - 新規取得講習 25人
 - 追加取得講習 5人
- 受講資格者
 - 新規取得講習
受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とす

- 最近5年間に4号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（4号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - 検定規則第4条に規定する2級の検定（4号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上4号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
 - 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（4号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 - 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（4号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上4号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 追加取得講習
受講申込み時において、4号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。
- 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
 - 受講希望の事前申込方法
 - 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号 L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。
 - 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。
 - 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。
 - 事前申込みの受付期間
 - 平成23年6月6日（月）及び7日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。
 - アの受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファ

クシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成23年6月8日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。

5 受講申込手続

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間

平成23年6月13日（月）から同月15日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先

高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの）1通

イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面1通

(ア) 3の(1)のアに該当する者にあつては、4号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通

エ 受講申込確認書 1通

(4) 提出方法

受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては34,000円、追加取得講習にあつては10,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）

(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

労働委員会告示

高知県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あつせん員候補者の氏名等を次のとおり告示する。

平成23年5月10日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

氏名	現職等	委嘱年月日
下元 敏晴	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	昭和56年2月2日
川田 勲	高知大学名誉教授 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成6年3月25日
山岡 敏明	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成6年3月25日
筒井早智子	高知県労働委員会委員（公益委員）	平成14年3月18日
藤原 潤子	社会保険労務士	平成14年3月18日

	高知県労働委員会委員（公益委員）	
西原 真一	高知県労働委員会事務局長	平成22年4月1日
中山 健二	高知県労働委員会事務局次長	平成18年4月6日
永吉 郁夫	高知県労働委員会事務局審査調整員	平成23年4月7日
武政 澄夫	UIゼンセン同盟高知県支部常任委員会議長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成14年3月18日
岡林 俊司	日本労働組合総連合会高知県連合会会長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成16年3月18日
中谷 達美	高知県交通労働組合執行委員長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成18年3月22日
田口 朝光	高知県労働組合連合会書記長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成20年3月18日
森山 泰広	四国電力労働組合高知県本部委員長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成20年9月4日
森 由枝	有限会社森総合労務センター代表取締役 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成16年3月18日
井戸 浩道	株式会社特殊製鋼所代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成19年4月5日

水田 信幸	高知県経営者協会専務理事 高知県労働委員会委員(使用者委員)	平成20年3月18日
浜田 幸彦	株式会社浜幸取締役会長 高知県労働委員会委員(使用者委員)	平成21年6月4日
伊藤 秀誠	株式会社高知カー卜代表取締役社長 高知県労働委員会委員(使用者委員)	平成22年3月19日